

一般社団法人日本UD観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本UD観光協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本を観光する全ての人が、安全、快適に旅行することができるため、日本におけるユニバーサルデザイン観光を普及促進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行なう。

- 1 観光に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供
- 2 観光に関わる人材の指導育成、知識の教授及び人材の派遣
- 3 観光に関わる資格認定制度の運営実施及び資格の活用
- 4 観光地及び観光ルートの開発及び総合的整備の促進
- 5 観光関係諸施設の整備、改善の企画、促進
- 6 観光事業の企画、運営及び普及活動
- 7 観光に関する刊行物の企画、作成
- 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び関連事業その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 9 その他等法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(種別)

第6条 当法人には、次の会員を置く。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

（経費等の負担）

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 半年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

（退会）

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に對して予告するものとする。

（除名）

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

（会員名簿）

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第21条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員の一般法人法第111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(委任)

第40条 本規定に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりである。

設立時社員 1 住所 札幌市手稲区星置1条3丁目6番3-113号

　　氏名 林 克郎

2 住所 東京都調布市布田1丁目40番地4 コートフロア 調布502

　　氏名 林 宏至

3 住所 札幌市中央区南16条西11丁目 1 番18号

　　氏名 岩崎 智子

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上

平成23年6月29日 作成

平成23年7月7日 公証人認証、設立

平成23年4月8日 社員総会にて改定

現行の定款の写しに相違ありません。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本UD観光協会

代表理事 林 克郎 印